

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社サイバーエージェント
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
<u>【報告義務発生日】</u>	<u>該当事項ありません</u>
【提出日】	平成21年11月9日
<u>【提出者及び共同保有者の総数(名)】</u>	<u>該当事項ありません</u>
<u>【提出形態】</u>	<u>該当事項ありません</u>
<u>【変更報告書提出事由】</u>	<u>該当事項ありません</u>

【本文】

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ネットプライスドットコム
証券コード	3328
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社サイバーエージェント
住所又は本店所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
事務上の連絡先及び担当者名	経営本部長 横田 淳
電話番号	03-5459-0202

【訂正事項】

訂正される報告書の 報告義務発生日	平成21年10月29日
訂正内容	<p>平成21年10月29日約定、平成21年11月5日譲渡の株式売買について、約定日から五日以内に受渡しを行うものであるため、金融商品取引法第27条の23第4項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第4条第1項第5号に基づき、訂正するもの。</p> <p>第2 提出者に関する事項 (5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得または処分の状況</p> <p>訂正前 平成21年11月5日 訂正後 平成21年10月29日</p>